

指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和6年3月

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

目次

- 1 令和5年度実地指導結果
- 2 主な指摘事項
- 3 指導監査について
- 4 その他

1 令和5年度実地指導結果 ① 実施事業所数等

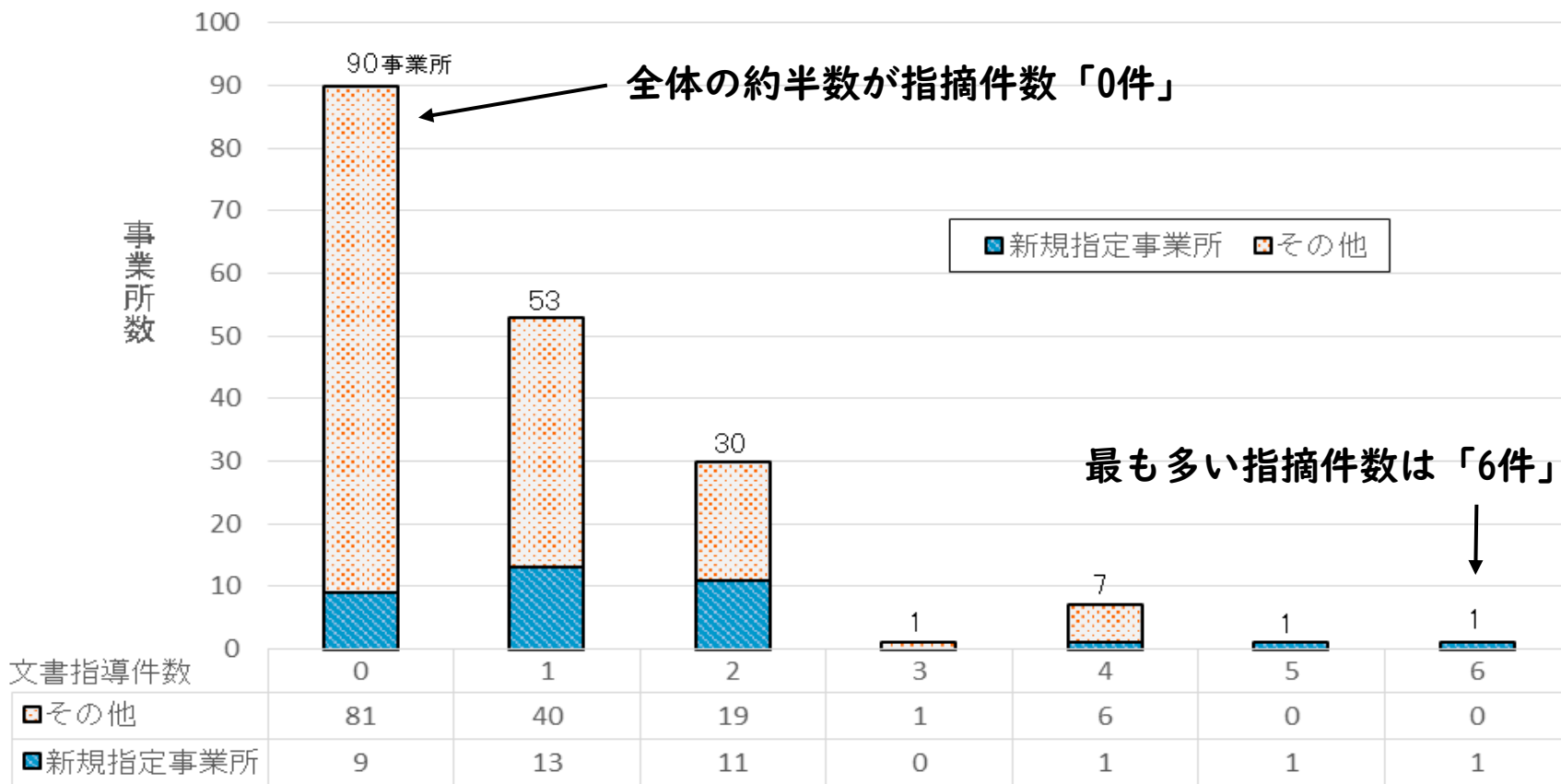
	対象事業所 (R6.1.1現在)	実施事業所					
		実施率	うち文書指導あり		うち報酬返還あり		
			文書指導率	報酬返還指導率			
訪問系サービス事業所	182	59	32%	24	41%	3	5%
日中活動系サービス事業所	156	46	29%	30	65%	14	30%
居住系サービス事業所	52	18	35%	11	61%	4	22%
相談支援事業所	96	29	30%	8	28%	0	0%
障害児通所支援事業所	103	31	30%	20	65%	4	13%
計	589	183	31%	93	51%	25	14%

※令和6年1月実施分まで、以下同じ

令和6年1月までに全体の約1/3の事業所に実地指導を実施。
このうちの51%の事業所において、文書による改善報告を求めている。

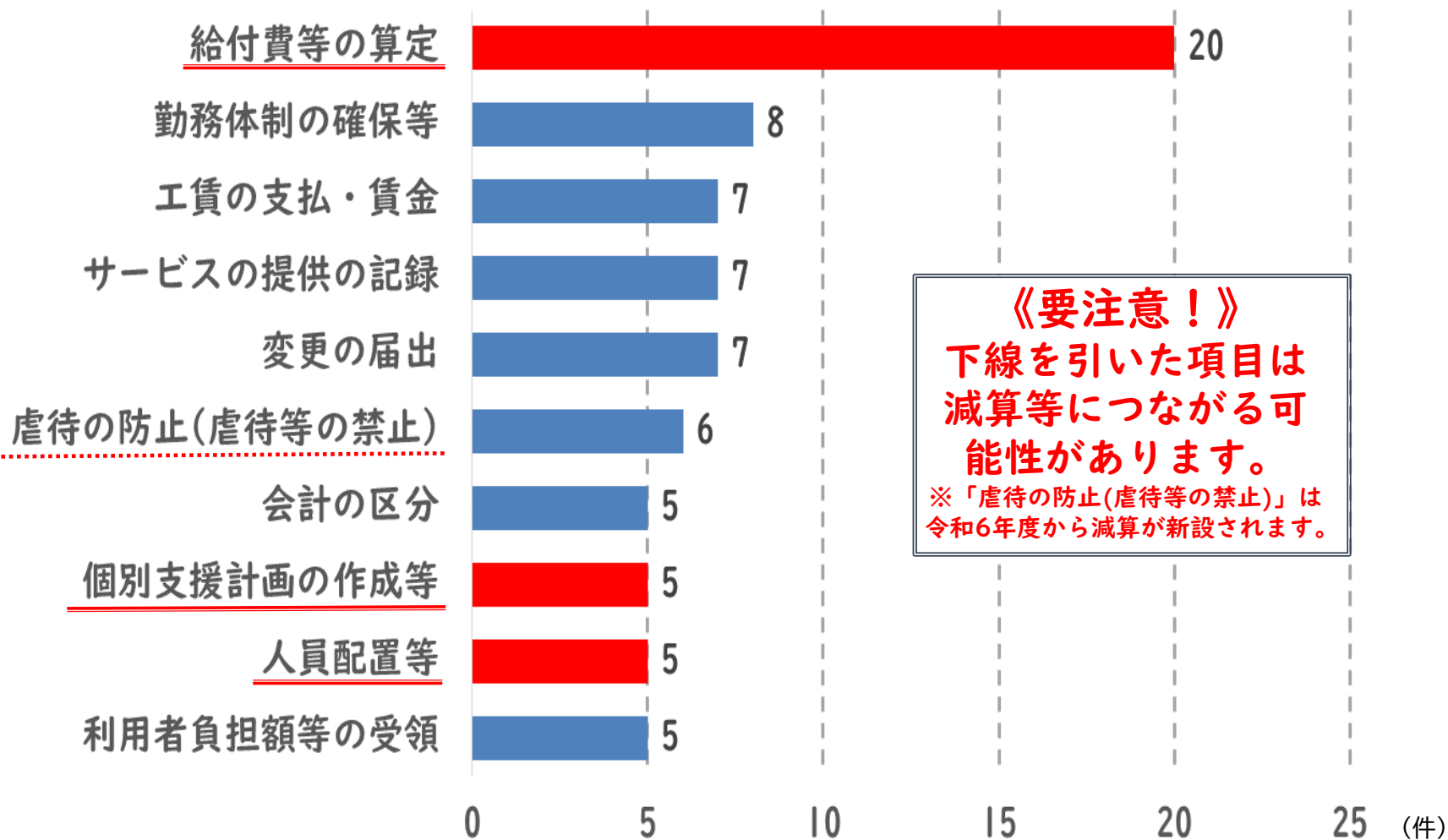
1 令和5年度実地指導結果 ② 指摘件数別事業所数

文書指導件数別事業所数



2 主な指摘事項

指摘事項別件数



2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(1)

現状及び問題点

- × 共同生活援助サービス費（I）を算定しているが、算定要件を満たしていない（世話人の配置が4：1以上とっていない）。

是正改善・指摘事項

- 共同生活援助サービス費（I）を算定する場合は、世話人を、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置すること。

ポイント

- ・ 世話人及び生活支援員は、**夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯**における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保することとなっており、夜間及び深夜の時間帯に配置された従業者（夜間支援従事者）の勤務時間と区分していただく必要があります。
- ・ なお、令和6年度の報酬改定で、指定基準に加えて配置している従業者については、人員配置体制加算【新設】等で評価されることとなる予定です。

対象事業

- ・ 共同生活援助

法的根拠

- ・ 報酬告示別表第15
- ・ 留意事項通知第二3(8)
- ・ サービス条例第197条
- ・ サービス解釈通知第十五1(3)

※法的根拠の略称はP25・26参照

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(2)

現状及び問題点

- × 送迎加算（Ⅰ）を算定しているが、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用していない期間があり、算定要件を満たしていない。

是正改善・指摘事項

- 送迎加算（Ⅰ）は、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。

ポイント

- ・ 加算の実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・ 上記要件の両方を満たしていない場合でも、どちらか片方を満たしている場合は、送迎加算（Ⅱ）の算定ができます。
- ・ 障害児通所については人数・回数の要件はありません。

対象事業

- ・ 日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

- ・ 報酬告示別表6 他
- ・ 留意事項通知第二2(6) 他



2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(3)

現状及び問題点

- × 食事提供体制加算を算定している利用者の個別支援計画に、食事の提供が位置づけられていない。

是正改善・指摘事項

- 食事提供体制加算を算定する場合は、食事の提供について個別支援計画に位置づけること。

ポイント

- ・ 食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することができます。出前の方式・市販の弁当を購入して利用者に提供するような方法は対象とはなりません。
- ・ 食事提供体制加算は令和6年3月31日までの経過措置でしたが、令和9年3月31日まで経過措置が延長されました。
この延長に際して、新たな算定要件が追加されているので、算定に当たっては十分留意してください。

対象事業

- ・ 日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）

法的根拠

- ・ 報酬告示別表第6 他
- ・ 留意事項通知第二2(6) 他

2 主な指摘事項 ① 給付費等の算定(4)

現状及び問題点

- × 児童指導員等加配加算を算定しているが、算定に必要な従業者を加配していない。

是正改善・指摘事項

- 基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、1名以上（常勤換算による算定）の従業者を配置すること。

対象事業

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス

法的根拠

- ・ 通所支援報酬告示別表第1、第3
- ・ 通所支援等報酬告示留意事項通知第二2(1)、(3)

ポイント

- ・ 指定基準上の人員配置を満たしていない場合は、算定できません。
- ・ 従業者の勤務実績管理は、毎月確実に行ってください。
- ・ 令和6年度の報酬改定で「児童指導員等加配加算」「専門的支援加算」の見直し、整理が行われます。
算定に当たっては、十分留意してください。

3 主な指摘事項 ② 勤務体制の確保等

現状及び問題点

- × 当該事業所の複数の職務に従事する従業者について、職種毎の勤務時間が明確に区分されていない。
(当該事業所及び同一法人の別の事業所の事業の複数の職種に従事する従業者について、それぞれの事業所・職種毎に勤務時間を明確に区分していない。)

是正改善・指摘事項

- 指定事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

ポイント

- ・ 従業者の配置について、複数の職務を兼務している者については、勤務時間が重複していないか等確認し、適正な配置となるようにしましょう。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ サービス条例第35条、第71条、第201条、第202条の21
- ・ 施設条例第54条
- ・ 地域相談省令第28条
- ・ 計画相談省令第20条
- ・ 障害児相談省令第20条
- ・ 通所支援条例第40条

2 主な指摘事項 ③ 賃金・工賃の支払い

現状及び問題点

- × 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない。

是正改善・指摘事項

- 生産活動に従事している利用者に支払う賃金・工賃は、当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。

対象事業

- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型

法的根拠

- ・サービス条例第88条、第181条、第190条
- ・施設条例第40条
- ・就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）

ポイント

- ・指定基準において、就労継続支援A型事業所は賃金・工賃に訓練等給付費を充ててはならない旨が記載されています。
この基準を満たせない場合、経営改善計画書等を作成し、経営改善に取り組んでいただくこととなります。
- ・就労継続支援B型事業所についても、令和6年度の改正で指定基準に自立支援給付費を充ててはならない旨が記載されます。

2 主な指摘事項 ④ サービスの提供の記録

現状及び問題点

- × サービスの提供の記録について、利用者の確認を受けていない。
- △ サービスの提供の記録について、利用者の確認を後日まとめて受けている。

是正改善・指摘事項

- サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。

ポイント

- ・ サービスの提供の**都度**記録を作成し、利用者の確認を受けましょう。
- ※療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援は後日一括して記録を作成することも可能です。

対象事業

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援以外の事業

法的根拠

- ・ サービス条例第21条、第56条、第158条
- ・ 施設条例第28条
- ・ 地域相談省令第15条
- ・ 通所支援条例第23条



2 主な指摘事項 ⑤ 変更の届出

現状及び問題点

- × 事業所の平面図の変更に伴う届出を行っていない。

是正改善・指摘事項

- 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったときは、施行規則に定めるところにより、10日以内に、その旨を市（障がい者支援課）に届け出ること。

ポイント

- ・ 事業所内の改修や訓練・作業室等の設備の用途に変更があった場合についても、変更後10日以内に届け出を行きましょう。

対象事業

- ・ 全事業

法的根拠

- ・ 法第46条
- ・ 法施行規則第34条の23
- ・ 児童福祉法第21条の5の20
- ・ 児童福祉法施行規則第18条の35



2 主な指摘事項 ⑥ 虐待の防止(虐待等の禁止)(1)

現状及び問題点

- × 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）が開催されていない。
- △ 虐待防止委員会を開催しているが、結果について従業者に周知していない。

是正改善・指摘事項

- 虐待防止委員会を定期的（少なくとも1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

対象事業

- ・全事業

法的根拠

- ・サービス条例第42条の2
- ・施設条例第66条の2
- ・地域相談省令第36条の2
- ・計画相談省令第28条の2
- ・障害児相談省令第28条の2
- ・通所支援条例第47条

ポイント

- ・虐待防止委員会の役割は、「虐待防止のための計画づくり」「虐待防止のためのチェックとモニタリング」「虐待発生後の検証と再発防止策の検討」の3つがあります。
- ・虐待の防止については、資料3「障害者虐待の防止について」においても説明しています。
- ・令和6年度の報酬改定において、《虐待防止措置未実施減算》が新設される予定です。

3 主な指摘事項 ⑥ 虐待の防止(虐待等の禁止)(2)

現状及び問題点

- × 従業員に対する虐待防止のための研修を定期的に行っていない。
- △ 従業員に対する虐待防止のための研修を定期的に行っているが、その実施内容について記録していない。

是正改善・指摘事項

- 全従業員に対して、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- 研修の実施内容について記録すること。

対象事業

・全事業

法的根拠

- ・サービス条例第42条の2
- ・施設条例第66条の2
- ・地域相談省令第36条の2
- ・計画相談省令第28条の2
- ・障害児相談省令第28条の2
- ・通所支援条例第47条

ポイント

- ・職員教育を組織的に徹底させていくために、定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施することが重要です。
- ・直接支援にあたる職員だけではなく、**全従業員**（事務担当者、調理員等も含む）に対して実施してください。
- ・研修の実施内容について、**記録すること**が必要です。

2 主な指摘事項 ⑦ 会計の区分

現状及び問題点

- × 事業の会計が他事業の会計と区分されていない。
- △ 事業の会計について、収入は他事業の会計と区分しているが、支出は区分されていない。

是正改善・指摘事項

- 会計の処理に当たっては、他事業の会計と区分し、事業ごとに収支を明らかにすること。

ポイント

- ・ 同じ拠点で複数のサービスを運営する事業所等であっても、それぞれの指定サービスごとに、収入・支出のいずれについても会計を区分する必要があります。
- ・ 就労支援事業会計の対象事業は、生産活動に係る会計について就労支援事業会計処理基準（社会福祉法人は社会福祉法人会計基準）の定めるところにより会計処理を行うこととされています。

対象事業

・療養介護、医療型児童発達支援以外の事業

法的根拠

・サービス条例第43条
・施設条例第67条
・地域相談省令第37条
・計画相談省令第29条
・障害児相談省令第29条
・通所支援条例第55条
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

2 主な指摘事項 ⑧ 個別支援計画の作成

現状及び問題点

- × サービス管理責任者が担当する個別支援計画の作成に関する一連の業務について、適切に行っていない。
- × **個別支援計画を作成せずに**サービス提供を行っている期間がある。

是正改善・指摘事項

- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る業務を適切に行うこと。
- サービス管理責任者（サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者）は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した**個別支援計画を作成し**、事業者は、**当該計画に基づき、利用者に対してサービスを提供すること**。

対象事業

- ・訪問系サービス
- ・日中活動系サービス（短期入所除く）
- ・居住系サービス
- ・障害児通所支援

法的根拠

- ・サービス条例第28条、第61条、第122条
- ・施設条例第34条
- ・通所支援条例第29条
- ・報酬告示別表第5 他
- ・通所支援報酬告示別表第1 他

ポイント

- ・指定基準においては、個別支援計画の作成に関する一連の業務はサービス管理責任者が行うこととなっています。
- ・指定サービスは個別支援計画に基づいて提供されるものなので、サービス管理責任者が適切なプロセスを経て作成することが重要です。
※令和6年度の基準改定で、個別支援計画作成のプロセスに、利用者の意思決定支援を推進するための項目が追加されています。
- ・個別支援計画が適切に作成されていない場合は、**減算（日中活動系、居住系、障害児通所）又は報酬返還（訪問系）となる場合があります。**

3 主な指摘事項 ⑨ 人員配置等

現状及び問題点

- × 指定基準に規定されている従業者及び員数が、適正に配置されていない。
- × 事業所に置くべき児童発達支援管理責任者について、1人以上が専任かつ常勤となっていない。

是正改善・指摘事項

- 指摘基準に規定されている従業者及び員数を配置すること。
- 事業者が事業所に置くべき児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は専任かつ常勤とすること。

ポイント

- ・ 職員の配置にあたっては「専任」「専従」「常勤」等の要件がある職種に注意しましょう。
- ※訪問系サービスにおいては、一体的に運営する訪問系サービス内の利用者数の合計等に応じて配置できます。
- ※多機能型の障害児通所支援においては、「合わせて定員〇名」としている場合は、その事業の利用者数の合計に応じて配置できます。

対象事業

・ 全事業

法的根拠

・ サービス条例第7条 他
・ 施設条例第6条 他
・ 地域相談省令第3条 他
・ 計画相談省令第3条 他
・ 障害児相談省令第3条 他
・ 通所支援条例第7条 他

2 主な指摘事項 ⑩ 利用者負担額等の受領

現状及び問題点

- × 利用者から利用者負担額又は指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用の支払いを受けた時に、領収証を交付していない。
- × 利用者から徴収しているその他の日常生活費等が実費相当額となっていない。

是正改善・指摘事項

- 利用者から利用者負担額等の支払いを受けた場合は、当該利用者に対し、領収証を交付すること。
- その他の日常生活費は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で受領し、過大に徴収した額については返還すること。

ポイント

- ・ 利用者負担額を口座振替等により受領した場合であっても、領収証を交付してください。
- ・ その他の日常生活費については、事前に十分な説明を行い、同意を得たうえで徴収してください。
- ・ 概算で費用を徴収した場合は、精算し、その額が実費相当額の範囲内となるようにしてください。

対象事業

・ 全事業

法的根拠

・ サービス条例第25条、第59条
・ 施設条例第32条
・ 地域相談省令第18条
・ 計画相談省令第14条
・ 障害児相談省令第14条
・ 通所支援条例第27条



2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(1)

事例1：A市の事例

指定取消

○事業種別 共同生活援助

○処分事由

・訓練等給付費の不正請求

サービス管理責任者が個別支援計画の作成に係る一連の業務を行っていなかった。そのため、個別支援計画が未作成の状態であったにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

・虚偽の報告

- ①従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、市に虚偽の書類を作成し提出した。
- ②法人代表への聴き取りで、虚偽の報告を行った。
- ③個別支援計画に関する書類をサービス管理責任者が作成したかのように装い、市に虚偽の書類を作成し提出した。

・不正の手段による指定

人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。

2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(2)

事例2：B県の事例

指定取消

○事業種別 就労継続支援B型

○処分事由

・設備基準違反

事業所として届け出た建物と異なる建物を訓練・作業室として使用していた。

・運営基準違反

①訓練等給付費を工賃に充当し、上乘せして支払っていた。

②管理者兼サービス管理責任者が事業所の業務内容を把握しておらず、管理者及びサービス管理責任者としての責務を十分果たしていなかった。

・不正請求

①訓練等給付費を工賃に充当し、高い区分の報酬単価で基本報酬等を請求していた。

②施設外就労の要件を満たさないにもかかわらず、施設外就労加算を請求していた。

③施設外就労の要件を満たさないことにより定員を超過しているにもかかわらず、定員超過減算を適用せず、訓練等給付費を請求していた。

・虚偽報告

・出頭拒否

・著しく不当な行為

2 主な指摘事項 【参考】他都市における行政処分事例(3)

事例3：C県・D市の事例

指定取消

○事業種別 放課後等デイサービス

○処分事由（C県）

・不正の手段による指定

- ①指定申請の際に、常勤かつ専任の児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）の確保の見通しが無いにもかかわらず、同一法人の他の事業所の児発管であった法人代表者を、一時的に当該事業所の児発管として配置し、あたかも確保できているかのように装い、指定を受けた。
- ②常勤職員として配置する予定ではなかった保育士等を、常勤職員として配置するとした事実と異なる書類を作成して、虚偽の指定申請をし、指定を受けた。

○処分事由（D市）

・給付費の不正請求

- ①児発管が常勤で勤務していなかった期間について、出勤簿等の記録を改ざんし、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。
- ②児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていなかった期間について、出勤簿等の記録を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。

3 指導監査について ① 指導と監査

指導 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・ 指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について **周知徹底**を図ることを目的とする。
- ・ その手法として、原則事業所において行う **運営指導**と講習等により行う **集団指導**がある。
- ・ 運営指導は **概ね3年に1度の頻度**で実施する。但し、**運営等に重大な問題**があると認められる場合は、**毎年実施**する等して、指導の重点化を図る。

※「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正により、今後「**実地指導**」が「**運営指導**」に改められる予定ですので、ここでは「**運営指導**」と記載しています。

監査 障害者総合支援法第48条、第51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・ **指定基準違反等（下記参照）**が疑われる場合に、**事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる**ことを目的とする。

指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・ 事業者のサービス等の内容等について、**行政上の措置（次頁参照）**に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

3 指導監査について ② 行政上の措置

行政処分

重

- 指定取消** ・ 指定基準等に違反している場合（特に悪質な場合）。
・ サービスが提供できなくなり、欠格事項（5年間指定・更新ができない）の対象となることがある。
- 効力停止** ・ 指定基準等に違反している場合（悪質な場合）。
・ 一定期間サービスが提供できなくなる。報酬の全部、または一部を減額する場合もある。
- 改善命令** ・ 正当な理由なく、改善勧告に従わない場合。

改善勧告 ・ 指定基準等に違反している場合。

行政上の措置

文書指導 ・ 指定基準等に違反している場合（利用者処遇に影響がない等の場合）。

口頭指導・助言 ・ 指定基準等への対応が不十分な場合など。

軽

行政指導

3 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

○指定基準（個々の名称についてはP25・26参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・**違反**した場合は、**行政処分・指導の対象**となったり、**報酬が減額**される場合がある。
- ・解釈通知も参照すること。

○報酬告示（個々の名称についてはP25・26参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた**要件を満たさず**に請求した場合、**返還対象**となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分(全事業)：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害(日中活動系、居住系事業)：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

4 その他 ①<参考>指定基準及び解釈通知一覧

指定基準（市条例又は厚生労働省令）		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	サービス条例
指定障害者支援施設	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	施設条例
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	地域相談支援省令
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	計画相談支援省令
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害児相談支援省令
指定障害児通所支援	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	通所支援条例
解釈通知		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	サービス解釈通知
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	施設解釈通知
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	地域相談支援解釈通知
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	計画相談支援解釈通知
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について	障害児相談支援解釈通知
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	通所支援解釈通知

4 その他 ②<参考>報酬告示及び留意事項通知一覧

報酬告示(厚生労働省告示)		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	サービス報酬告示
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	地域相談支援報酬告示
指定特定相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	計画相談支援報酬告示
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	障害児相談支援報酬告示
指定障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	通所支援報酬告示
留意事項通知		
事業種別	名称	略称
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	留意事項通知
指定障害者支援施設		
指定地域相談支援		
指定特定相談支援		
指定障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	通所支援等留意事項通知
指定障害児通所支援		

4 その他 ③<参考>事業別実施事業所数等(青森市)

	対象事業所 (R6.1.1現在)	実施事業所		うち文書指導あり		うち報酬返還あり		
		実施数	実施率	文書指導率	報酬返還率	報酬返還指導率		
訪問系	居宅介護	84	26	31%	10	38%	1	4%
	重度訪問介護	84	26	31%	10	38%	2	8%
	行動援護	5	3	60%	1	33%	0	0%
	同行援護	9	4	44%	3	75%	0	0%
	小計	182	59	32%	24	41%	3	5%
日中活動系	療養介護	1	0	0%	—	—	—	—
	生活介護	38	11	29%	6	55%	3	27%
	短期入所	17	4	24%	0	0%	0	0%
	自立訓練(機能訓練)	3	0	0%	—	—	—	—
	自立訓練(生活訓練)	12	4	33%	2	50%	1	25%
	就労移行支援	7	3	43%	2	67%	1	33%
	就労継続支援A型	23	7	30%	7	100%	2	29%
	就労継続支援B型	51	16	31%	13	81%	7	44%
	就労定着支援	4	1	25%	0	0%	0	0%
小計	156	46	29%	30	65%	14	30%	
居住系	施設入所支援	12	4	33%	1	25%	1	25%
	共同生活援助	35	11	31%	8	73%	3	27%
	宿泊型自立訓練	4	2	50%	1	50%	0	0%
	自立生活援助	1	1	100%	1	100%	0	0%
	小計	52	18	35%	11	61%	4	22%
相談支援	地域移行支援	18	9	50%	2	22%	0	0%
	地域定着支援	18	7	39%	2	29%	0	0%
	計画相談支援	38	7	18%	2	29%	0	0%
	障害児相談支援	22	6	27%	2	33%	0	0%
	小計	96	29	30%	8	28%	0	0%
障害児通所支援	児童発達支援	37	10	27%	7	70%	2	20%
	医療型児童発達支援	1	0	0%	—	—	—	—
	放課後等デイサービス	50	14	28%	9	64%	2	14%
	保育所等訪問支援	13	7	54%	4	57%	0	0%
	居宅訪問型児童発達支援	2	0	0%	—	—	—	—
	小計	103	31	30%	20	65%	4	13%
合計	589	183	31%	93	51%	25	14%	